

学位規則第6条第1項に規定する学士の学位の授与に係る
特例の適用に係るQ & A

第1版

平成27年5月18日

独立行政法人大学評価・学位授与機構

はじめに

このQ&Aは、平成27年3月25日に開催した「特例の適用による学位授与の申請等に関する説明会」及び「平成27年度の特例適用認定の申出に係る説明会」において寄せられたご質問と、当機構に多くお問合せがあったご質問を整理し、取扱いをまとめたものです。

このQ&Aでは確認できない個別事案につきましては、下記問い合わせ先までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、このQ&Aは今後ご連絡いただいた事例等を勘案し、随時更新いたします。

【問合せ先】

独立行政法人大学評価・学位授与機構
管理部学位審査課学位企画係

電話：042-307-1693, 1630

FAX：042-307-1555

E-mail：g-tokurei@niad.ac.jp

目 次

これから特例適用認定の申出を行う場合

1 特例の適用認定の申出に係る手続きについて・・・・・・・・・・ 1

Q 1-1 専攻科に複数の専攻が設置されている場合、特例の適用認定の申出は個別に行うことが可能か。

Q 1-2 特例の適用認定の申出は特例の適用を受ける年度の4月の状況（※平成27年度に申出を行う場合は平成28年4月の状況）について審査を受けることとなっているが、平成27年4月30日以降に人事異動があった場合はどのようにすればよいか。

Q 1-3 特例の適用認定の申出を行った年度の4月30日以降に専攻科の科目を新設・変更する場合はどのようにすればよいか。また、科目変更に係る認定専攻科への学則の変更の届出は凍結させることとなるか。

2 申出書類の作成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

Q 2-1 一つの専攻と複数の学科との組み合わせにより、一の専攻の区分で複数の科目表を提出することは可能か。

3 申出に係る審査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

Q 3-1 平成27年度の申出の審査において、平成26年度と同様に補正審査は行われるか。

Q 3-2 平成26年度に特例の適用認定の審査を受け「可」とされたが、平成27年度に専攻科の改組を行うため、平成27年4月30日までに再度特例の適用認定の申出を行うこととされている。この申出に係る審査の結果について、一部の専攻の区分が「不適」となった場合は、従来の見込申請を行うことが可能とされる経過措置がとられるか。

4 学修総まとめ科目について 4

- Q 4 - 1 定年退職後に再雇用された教員が学修総まとめ科目を担当することは可能か。
- Q 4 - 2 学修総まとめ科目の成績評価について複数の教員で行ってよいとのことだが、すべて学修総まとめ科目の担当教員として「適」とされた教員で行わなければならないのか。
- Q 4 - 3 特例の適用認定の申出に係る審査の結果、指導教員が「不適」、指導補助教員が「適」とされた個表において、指導補助教員が4月に准教授に昇任した場合、4月から学修総まとめ科目の指導をさせてよいか。
- Q 4 - 4 一人の教員が複数の専攻の区分で学修総まとめ科目を指導することは可能か。
- Q 4 - 5 学修総まとめ科目において、学生が学位授与申請する専攻の区分と異なる専攻の区分においてのみ「適」とされた教員の指導を受けることは可能か。

すでに特例の適用認定を受けている場合

5 特例適用専攻科に係る変更及び届出について 6

- Q 5 - 1 平成 27 年度から科目変更を行ったが、変更の届出の手続きはどのようにすればよいか。
- Q 5 - 2 個表の変更にあたって、提出するタイミングと適用される時期はどのようなか。
- Q 5 - 3 特例の適用を受けた後、新規の教員や人事交流先から戻った教員に係る学修総まとめ科目の担当教員の審査の申出は、いつまでに行うのか。
- Q 5 - 4 変更の届出は変更を行う前年度の 9 月 30 日までとされているが、4 月以降、9 月 30 日を待たずに教員審査を受けることはできるか。
- Q 5 - 5 専攻の区分を追加した場合、いつから当該専攻の区分での特例による学位授与申請が認められるか。
- Q 5 - 6 学修総まとめ科目で担当教員が指導するテーマについて、毎年度変更のあるたびに変更届を提出することとなるのか。
- Q 5 - 7 今後専攻科の改組を行う場合、認定専攻科としての学則の変更の届出のほか、特例適用専攻科としてはどのような届出を行うべきか。
- Q 5 - 8 平成 29 年度に改組を予定している。特例適用専攻科の申出手続きと併せて認定専攻科の申出手続きも行うこととなるが、両者を並行して行うということではよいか。
- Q 5 - 9 平成 26 年度に学科のカリキュラム変更を行った。適用認定申出時には、平成 26 年度の専攻科入学生が学科在学時に履修したカリキュラムで科目表の審査を受けている。学科のカリキュラム変更の届出はいつ行えばよいか。
- Q 5 - 10 専攻科において大幅なカリキュラム変更を行う予定であるが、再度特例の適用認定の審査を受ける必要があるか。どの程度の変更までは変更の届出による対応が可能か。
- Q 5 - 11 専攻全体の特例の適用認定の取下げを行った場合、いつから特例の適用を受けない認定専攻科に戻るのか。また、取下げ前に入学した者について、学位授与申請時の取扱いはどうなるか。

6 特例による学位授与申請者の要件について 11

- Q 6 - 1 特例による学位授与申請者の要件を満たす者とは、どのような者か。
- Q 6 - 2 「特例による申請」と「従来の申請」とを申請者が選択することはできないとされているが、「適」となった（学位授与申請が認められた）専攻の区分の学生はすべて特例による学位授与申請を行うと考えてよいか。
- Q 6 - 3 専攻科への入学後、在学する専攻科が特例の適用認定を受けた場合に特例による学位授与申請者の要件を満たすための「当該特例適用専攻科に係る認定科目表の授業科目を履修している」とは何をもって認められるのか。
- Q 6 - 4 特例適用認定以前の入学者が休学又は留年し、平成 28 年 3 月に専攻科修了見込みの場合、その者の学位授与申請はどうなるか。
- Q 6 - 5 在学する専攻科が特例の適用認定を受ける以前に従来の審査方式による学位授与申請を行って不合格となり留年した者について、再度学位授与申請する場合は特例による学位授与申請の対象となるか。
- Q 6 - 6 特例の適用認定以前の入学者について、特例における学修総まとめ科目の審査を受ける以前の「特別研究」の単位は修得したが、他の必修科目の単位を修得できなかったために留年し、平成 27 年度 10 月期に学位授与申請を行う場合、特例による学位授与の申請を行うことはできるか。
- Q 6 - 7 留年者については一定の要件を満たせば特例による修了見込みでの学位授与申請が可能とのことだが、「申請可能」とはこの方式での申請をしなくてはならないということか、申請ができるとしても選択せずに従来の審査方式での学位授与申請をすることができるのか。
- Q 6 - 8 学修総まとめ科目の担当教員の審査で「適」の判定を受けていない教員の指導を受けた場合は、当該学生は従来の審査方式での見込申請が可能か。
- Q 6 - 9 特例適用専攻科を置かない短期大学又は高等専門学校を卒業して特例適用専攻科に入学した者について、同分野の学修について学科の単位の読替をしたとしても特例適用の対象と認められないのはなぜか。

7 「不適」とされた専攻の区分及び当該専攻の区分での申請者等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

Q7-1 特例の適用が認められたが一部の専攻の区分で「不適」となった場合、次年度以降は当該専攻の区分を追加するに当たっては変更の届出により9月30日までに申し出るということによいか。

Q7-2 「不適」となった専攻の区分について（経過措置中の）平成27年9月に再度審査を受け、「適」とされた場合、平成27年度に入学し当該専攻の区分に学位授与申請を行う学生が平成28年度に学位授与申請を行う場合は、いずれの審査方式での学位授与申請を行うこととなるか。

Q7-3 一部の専攻の区分が「不適」とされた高専の当該専攻の区分に係る学科を卒業した学生が、別の高専の特例適用専攻科に入学した場合、特例による学位授与申請は認められるか。

Q7-4 異なる専攻の区分の科目表に記載された学科の授業科目について、学位授与申請する専攻の区分の科目表に記載された授業科目に読み替えることができれば当該授業科目を履修したものとみなすことができるとのことだが、「不適」とされた専攻の区分の科目表に記載された授業科目についても読替により修得（申告）単位に充当できるか。

8 その他 21

Q 8 - 1 特例適用専攻科を置く他の短期大学又は高等専門学校卒業生が専攻科に入学した後、在学する特例適用専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の学科の授業科目を履修し単位を修得した場合、学位授与申請の申告単位に含めることは可能か。

Q 8 - 2 特例適用の取下げを行い、将来、改めて特例の適用認定の申出を行って適用認定された場合、既に入學している学生は特例による学位授与申請が認められるか。

Q 8 - 3 特例による学位授与申請を行うに当たり専攻科で修得する単位について、新たに修得単位の審査の基準が設定されたが、従来の審査方式における専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準は、特例による学位授与の審査においても同様に満たす必要があるか。

Q 8 - 4 特例適用認定の審査の結果において、「〇年後に再審査する」とのコメントが付された学修総まとめ科目の担当教員については、再審査はどのような手続きとなるか。

Q 8 - 5 学修総まとめ科目の担当教員の審査で1年後（又は3年後）に再審査を行うとして「適」とされた者について、翌年度は学修総まとめ科目の指導を行ってよいのか。1年後の再審査で「不適」となった場合はその取扱いはどうなるか。

Q 8 - 6 学修総まとめ科目の担当教員の審査の結果、研究業績の積み増しを条件に「適」とされた教員の再審査について、業績のみの審査となるのか、総表・個表も審査の対象となるのか。

Q 8 - 7 5年以内に実施されるという教育の実施状況等の審査について、具体的な項目等が決まっていればお示し願いたい。

○巻末掲載

【参考】在学する特例適用専攻科に係る認定科目表の授業科目を履修したものとみなすに当たっての単位の読替について 25

これから特例適用認定の申出を行う場合

1 特例の適用認定の申出に係る手続きについて

Q 1 - 1 専攻科に複数の専攻が設置されている場合、特例の適用認定の申出は個別に行うことが可能か。

特例の適用認定の申出は、認定専攻科の専攻ごとに行うことが可能です。

専攻科に設置する複数の専攻をまとめて同一年度に申出を行う場合でも、適用認定の可否の判定は専攻ごとに行われます。

Q 1 - 2 特例適用認定の申出は特例の適用を受ける年度の4月の状況(※平成27年度に申出を行う場合は平成28年4月の状況)について審査を受けることとなっているが、平成27年4月30日以降に人事異動があった場合はどのようにすればよいか。

特例の適用認定の申出後、審査期間中に学修総まとめ科目の担当教員として審査を受けている教員に変更が生じた場合は、速やかに機構に連絡してください。

Q 1 - 3 特例の適用認定の申出を行った年度の4月30日以降に専攻科の科目を新設・変更する場合はどのようにすればよいか。また、科目変更に係る認定専攻科への学則の変更の届出は凍結させることとなるか。

特例の適用認定の申出後、審査期間中に専攻科の開設科目について、申出の翌年度(特例の適用年度)から適用される変更が生じた場合は、速やかに機構に連絡してください。

また、認定専攻科における学則変更の届出は、特例の適用認定の申出の有無に関わらず、「短期大学及び高等専門学校専攻科の認定に関する規則」(平成16年規則第29号)第6条の規定に従い、変更しようとする前年度の9月30日までに行ってください。

2 申出書類の作成について

Q 2 - 1 一つの専攻と複数の学科との組み合わせにより、一の専攻の区分で複数の科目表を提出することは可能か。

特例の適用認定の審査における科目表は、学位授与の申請に当たり専攻科で単位を修得する学生が、学科での学修を含めて当機構の定める専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準を満たすように授業科目を履修し、単位を修得できるようになっているかをあらかじめ確認するためのものです。

したがって、一つの専攻に基礎となる複数の学科があり、当該専攻から一の専攻の区分で学位授与申請する者の出身学科が複数ある場合は、それぞれの組み合わせで科目表を作成する必要があります。

また、専攻に複数のコースが設けられており、学生の履修プログラムがコースごとに異なるのであれば、コースごとに科目表を作成することとなります。その場合は、科目表の「専攻科／学科名」欄にコース名も必ず記入してください。

3 申出に係る審査について

Q3-1 平成27年度の申出の審査において、平成26年度と同様に補正審査は行われるか。

補正審査は、学位審査会が必要と認めた場合に実施されます。

Q3-2 平成26年度に特例の適用認定の審査を受け「可」とされたが、平成27年度に専攻科の改組を行うため、平成27年4月30日までに再度特例の適用認定の申出を行うこととされている。この申出に係る審査の結果について、一部の専攻の区分が「不適」となった場合は、従来の見込申請を行うことが可能とされる経過措置がとられるか。

経過措置は、平成26年度の特例の適用認定の申出に係る審査の結果に鑑みて、学位審査会の決定により設けられているものであり、平成27年度に行われる特例の適用認定の申出に係る審査の結果について、同様の（あるいは何らかの）経過措置がとられるかどうかについては、現段階でお答えすることはできません。

※経過措置について

平成26年度に特例の適用認定を受けた専攻科に平成26年度又は平成27年度に入学し、かつ、平成27年度以降に当該専攻科を修了する者で、当該専攻科の申請者に特例の適用による学位授与申請が認められるとされた専攻の区分以外の専攻の区分に申請を行う者については、従来の審査方式（修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験による審査）による専攻科修了見込みでの学位授与申請ができるものとする。

4 学修総まとめ科目について

Q 4 - 1 定年退職後に再雇用された教員が学修総まとめ科目を担当することは可能か。

学修総まとめ科目の指導教員については、専攻科の専任教員であれば、各学校における人事上の雇用形態等を問うものではありません。

Q 4 - 2 学修総まとめ科目の成績評価について複数の教員で行ってよいとのことだが、すべて学修総まとめ科目の担当教員として「適」とされた教員で行わなければならないのか。

学修総まとめ科目の成績評価については、最終評価に関しては指導教員（複数を配置している場合は複数の指導教員でも可）が責任を持つことが求められます。

ただし、例えば成績評価の要素の一つとしての学内発表の評価について、授業科目の担当教員のほか、学内の他専攻や他分野の教員などにより行うものとする場合は、これらの教員がすべて学修総まとめ科目の担当教員として「適」と判定された教員であることは求めておりません。

Q 4 - 3 特例の適用認定の申出に係る審査の結果、指導教員が「不適」、指導補助教員が「適」とされた個表において、指導補助教員が4月に准教授に昇任した場合、4月から学修総まとめ科目の指導をさせてよいか。

学修総まとめ科目の担当教員の審査においては、指導教員と指導補助教員はそれぞれ必要とされる要件や審査の観点が異なっているため、指導補助教員として「適」とされた教員が昇任により教授又は准教授となったとしても、そのまま指導教員として「適」とはなりません。

当該准教授に学修総まとめ科目の指導教員としての指導を担当させるのであれば、学修総まとめ科目の担当教員の変更（追加）の届出により、当該教員を指導教員とする個表を改めて提出し、審査を受けて「適」と判定される必要があります。

Q 4 - 4 一人の教員が複数の専攻の区分で学修総まとめ科目を指導することは可能か。

一人の教員が、それぞれの専攻の区分における個表の課題について指導を行うのに十分な業績を有しているのであれば、同一専攻内における複数の専攻の区分の学修総まとめ科目を担当することは問題ありません。

なお、一人の教員が複数の専攻の区分で学修総まとめ科目を指導する場合は、それぞれの専攻の区分における学修総まとめ科目で指導する学生の数を合計した上で、指導教員1人当たりの学生数が適正な人数となっており、十分な指導が行えるよう配慮されていることも必要ですのでご注意ください。

Q 4 - 5 学修総まとめ科目において、学生が学位授与申請する専攻の区分と異なる専攻の区分においてのみ「適」とされた教員の指導を受けることは可能か。

学修総まとめ科目は専攻の区分ごとに設定されたものとして審査されており、教員の適格性はそれぞれの専攻の区分の学修総まとめ科目に対して認められたものです。

学位授与申請する専攻の区分と異なる専攻の区分でのみ「適」とされた指導教員の指導を受けることは、学修総まとめ科目を履修したことにはなりません。

すでに特例の適用認定を受けている場合

5 特例適用専攻科に係る変更及び届出について

Q5-1 平成27年度から科目変更を行ったが、変更の届出の手続きはどのようにすればよいか。

「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則」（平成26年規則第1号。以下「特例規則」という。）第11条に規定する変更の届出に係る手続きについては、現在機構内で検討中であり、具体的な手続き及び提出いただく書類等が確定次第、各特例適用専攻科に周知いたします。

Q5-2 個表の変更に当たって、提出するタイミングと適用される時期はどうか。

個表の変更に当たっては、特例規則第11条の規定により、変更しようとする前年度の9月30日までに届出を行うものとしています。

なお、9月30日までであれば随時届出は可能です。

届出の受付後、変更の内容について審査が行われ、審査の結果「適」と判定された場合は、届出の翌年度から学修総まとめ科目での当該変更個表に基づく指導が可能となります。

Q5-3 特例の適用を受けた後、新規の教員や人事交流先から戻った教員に係る学修総まとめ科目の担当教員の審査の申出は、いつまでに行うのか。

学修総まとめ科目の担当教員の追加は、特例規則第11条第1項第3号の「担当教員の変更」に該当しますので、追加しようとする前年度の9月30日までに変更の届出を行ってください。

追加する教員については、審査の結果、担当する個表において「適」と判定されれば、届出を行った翌年度から学修総まとめ科目における指導又は指導補助を行うことができます。

Q 5 - 4 変更の届出は変更を行う前年度の 9 月 30 日までとされているが、4 月以降、9 月 30 日を待たずに教員審査を受けることはできるか。

変更の届出は変更をしようとする前年度の 9 月 30 日までであれば年度内に随時届出が可能です。審査の結果が適用されるのはあくまでも翌年度以降となります。

学修総まとめ科目の担当教員の変更においては、学修総まとめ科目における指導を開始する前年度までに届出を行う必要があります。

ただし、突発的な教員の転出・退職・休職等により、学生の学修に支障が生じないように早急に欠員の補充を行う必要がある場合は、速やかに機構に連絡してください。

Q 5 - 5 専攻の区分を追加した場合、いつから当該専攻の区分での特例による学位授与申請が認められるか。

専攻の区分の追加の届出を行って審査により「適」とされた場合は、専攻科が特例の適用認定を受けた年度に関わらず、「適」の通知を受けた翌年度の専攻科入学者から当該専攻の区分での特例による学位授与申請が認められます。

ただし、それ以前の入学者についても、当該専攻の区分の認定科目表の授業科目を履修していると認められる場合は、特例による学位授与申請を行うことができます。(→Q 6 - 1, Q 6 - 3)

Q5-6 学修総まとめ科目で担当教員が指導するテーマについて、毎年度変更のあるたびに変更届を提出することとなるのか。

学修総まとめ科目に係る変更については、その都度届出を求めており、科目内容の変更に当たるテーマ変更については届出が必要です。

なお、学修総まとめ科目の授業に関する実施計画書の個表に記載するテーマは、学生が個々に行うテーマではなく、指導教員が学生指導に際して取り上げる課題を包括するテーマを記載するものとなっており、その範囲内での毎年度の学生個々のテーマ設定に応じた課題の設定・変更は、科目内容（個表の記載内容）の変更とはならないため、届出の対象とはなりません。

ただし、「包括するテーマ」の範囲をあまりに広げすぎるとテーマが漠然としたものとなり、具体的な内容が不明確となるおそれもあるため、今後テーマを変更する際には注意してください。

Q5-7 今後専攻科の改組を行う場合、認定専攻科としての学則の変更の届出のほか、特例適用専攻科としてはどのような届出を行うべきか。

改組により新たに専攻科を設置する場合は、改めて特例の適用認定の申出を行う必要があります。特例規則第8条の規定により、改組前の認定専攻科において、教育の実施状況等の審査（レビュー）を一度以上受けて「適」と判定されていれば、改組後5年未満であっても改組前の組織の実績を引き継いで、ただちに特例の適用認定の申出を行うことができることから、専攻科認定の申出を行う年度に特例適用認定の申出を行うことが可能です。

また、教育課程を大幅に変更し、専攻科の認定の再審査を受けるものとされる場合についても、特例適用専攻科として再度特例の適用認定の申出を行い、審査を受ける必要があります。

いずれにしても大幅な変更がある場合は、それぞれ別個の手続きを行う必要がありますので、認定専攻科としての学則変更の届出を行うと同時に特例適用専攻科の変更の内容について速やかに機構に連絡してください。

Q5-8 平成29年度に改組を予定している。特例適用専攻科の申出手続きと併せて認定専攻科の申出手続きも行うこととなるが、両者を並行して行うということによいか。

平成29年度に改組する場合は、改組後の専攻科について、平成28年4月30日までに認定専攻科の特例の適用認定の申出を、平成28年9月30日までに専攻科の認定申出をそれぞれ行うこととなります。

審査のスケジュールの関係から特例の適用認定の審査が先に行われることとなりますが、改組後の専攻科が認定専攻科であることが特例の適用認定の要件となりますので、申出のあった年度の10月31日までに通知するものとされている特例の適用認定の審査の結果については、「可」との判定がなされた場合でも、専攻科の認定の審査の結果が確定する（2月以降）までは特例の適用認定は保留され、専攻科の認定の審査の結果が「可」であれば特例の適用認定も「可」、「否」であれば特例の適用認定も「否」となり、それぞれの結果を通知することとなります。

Q5-9 平成26年度に学科のカリキュラム変更を行った。適用認定申出時には、平成26年度の専攻科入学生が学科在学時に履修したカリキュラムで科目表の審査を受けている。学科のカリキュラム変更の届出はいつ行えばよいか。

変更したカリキュラムを履修した学生が専攻科に入学する前年度の9月30日までに届出を行ってください。

Q5-10 専攻科において大幅なカリキュラム変更を行う予定であるが、再度特例の適用認定の審査を受ける必要があるか。どの程度の変更までは変更の届出による対応が可能か。

特例適用専攻科のカリキュラム変更が、再度の特例の適用認定の審査を要するものであるか否かは、変更の内容に応じて個別に判断されます。

特例の適用認定に関する再申出の締め切りは、変更を行おうとする年度の前年度の4月30日ですので、変更の予定が生じたときには、速やかに機構に連絡してください。

Q5-11 専攻全体の特例の適用認定の取下げを行った場合、いつから特例の適用を受けない認定専攻科に戻るのか。また、取下げ前に入学した者について、学位授与申請時の取扱いはどうなるか。

取下げの届出は変更が生じる前年度の9月30日までにを行うものとされており、届出を行った翌年度に特例適用専攻科ではなくなります。

その場合、申出を行った年度以前に特例適用専攻科に入学した学生については、下記の要件を満たす場合は、特例による学位授与申請を行うことができます。

- ・ 認定科目表に掲げる授業科目について修得した単位並びに学修総まとめ科目履修計画書及び学修総まとめ科目の成果の要旨等の審査を受けることが可能であること。
- ・ 当該認定専攻科において、上記の要件に該当する者に対する学修総まとめ科目に相当する授業科目における指導が、特例適用専攻科と同等になされることが担保されていること。

6 特例による学位授与申請者の要件について

Q6-1 特例による学位授与申請者の要件を満たす者とは、どのような者か。

特例による学位授与申請者の要件を満たす者は、原則として、

① 特例の適用開始年度以降に特例適用専攻科に入学した者

であり、かつ、

② 在学する特例適用専攻科及び学位授与申請する専攻の区分に係る認定科目表*に記載された学科を卒業後、ただちに特例適用専攻科に入学し、学位授与申請年度に修了見込みの者

です。

これらの要件を満たさない者が専攻科修了見込みでの学位授与申請を行うときは、従来の審査方式（修得単位の審査及び学修成果についての審査並びに試験を行うもの）による専攻科修了見込みでの学位授与申請を行うものとします。

ただし、上記①、②に該当しない者であっても、以下のア、イに該当する場合は特例による学位授与申請の対象となります。

ア ①に該当しない者のうち、専攻科への入学後、在学する専攻科が特例の適用認定を受けたときに、当該特例適用専攻科に係る認定科目表の授業科目を履修している場合

イ ①又は②に該当しない者のうち、在学する特例適用専攻科及び学位授与申請する専攻の区分に係る認定科目表と異なる認定科目表に記載された学科を卒業した者について、異なる認定科目表に記載された学科で履修した授業科目の単位を読み替えることで認定科目表の授業科目を履修したとみなすことができる場合

ここでいう「在学する特例適用専攻科及び学位授与申請する専攻の区分に係る認定科目表と異なる認定科目表に記載された学科を卒業した者」としては、在学する特例適用専攻科を設置する短期大学又は高等専門学校と異なる短期大学又は高等専門学校を卒業した者、在学する特例適用専攻科に係る認定科目表の基となった教育課程（カリキュラム）以前の教育課程（カリキュラム）を

置く学科を卒業した者, 学位授与申請する専攻の区分と異なる専攻の区分の認定科目表に記載された学科を卒業した者などが考えられます。

在学する特例適用専攻科及び学位授与申請する専攻の区分に係る認定科目表と異なる認定科目表に記載された学科を卒業した者について, 学科で修得した単位と認定科目表に記載された学科の授業科目との単位の読替ができない場合は, 在学する特例適用専攻科に係る認定科目表の授業科目を履修しているとは認められず, 特例による学位授与申請者の要件を満たさないこととなります。

ただし, 従来の審査方式による専攻科の修了見込みでの学位授与申請を行うことは可能です。

なお, 認定科目表に記載された授業科目へ読み替えることが認められる授業科目は, 異なる認定科目表に記載された授業科目 (又は学則において学科又は専攻科で開設されている授業科目に読替が認められた大学の授業科目) のみです。授業科目の読替の方法及び条件については, 巻末にまとめを掲載していますので参照してください。

※認定科目表

特例規則第6条第1項の規定に基づき短期大学又は高等専門学校の学科及び専攻科における学位授与の申請の専攻の区分に係る大学の学部4年間に相当する教育課程の授業科目と, 機構が別に定める修得単位の審査の基準との適合性についてあらかじめ機構が審査し認定した科目表

Q6-2 「特例による申請」と「従来の申請」とを申請者が選択することはできないとされているが、「適」となった（学位授与申請が認められた）専攻の区分の学生はすべて特例による学位授与申請を行うと考えてよいか。

特例適用専攻科において、特例による学位授与申請者の要件を満たす者が特例による学位授与申請が認められた専攻の区分で行う学士の学位授与の申請は、全て「特例による申請」となり、「従来の申請」はできません。

しかし、特例適用専攻科においても、特例による学位授与申請者の要件を満たさない者については特例による学位授与申請ではなく、従来の審査方式による学位授与申請を行うこととなります。

Q6-3 専攻科への入学後、在学する専攻科が特例の適用認定を受けた場合に特例による学位授与申請者の要件を満たすための「当該特例適用専攻科に係る認定科目表の授業科目を履修している」とは何をもって認められるのか。

「当該特例適用専攻科に係る認定科目表の授業科目を履修している」と認められるためには、該当する申請者が学科及び専攻科で履修した教育課程（カリキュラム）と、当該申請者が学位授与申請を行う年度に特例による学位授与申請を行う者に適用される認定科目表の基となった教育課程（カリキュラム）が同一のものであると学（校）長により証明されていることが必要です。

具体的には、学科及び専攻科の規則等により、学科と専攻科それぞれの教育課程（カリキュラム）の適用入学年度に係る規定を根拠として示したうえで、「当該申請者が平成〇年度に特例による学位授与申請を行う者に適用される認定科目表の基となった教育課程と同一の教育課程を履修していることを証明する」旨の書類を、当該申請者の学位授与申請時に提出してください。

Q6-4 特例適用認定以前の入学者が休学又は留年し、平成28年3月に専攻科修了見込みの場合、その者の学位授与申請はどうか。

専攻科に特例の適用認定が認められる以前に専攻科に入学した者については、原則として従来の審査方式による学位授与申請を行うこととなります。

ただし、これらの者が当該特例適用専攻科に係る認定科目表の授業科目を履修し、最終学年に学修総まとめ科目を履修しているのであれば、特例による学位授与申請を行うことができます。

なお、留年の事情については問いません。

Q6-5 在学する専攻科が特例の適用認定を受ける以前に従来の審査方式による学位授与申請を行って不合格となり留年した者について、再度学位授与申請する場合は特例による学位授与申請の対象となるか。

専攻科に特例の適用認定が認められる以前に専攻科に入学した者については、原則として従来の審査方式による学位授与申請を行うこととなります。

ただし、これらの者が当該特例適用専攻科に係る認定科目表の授業科目を履修し、最終学年に学修総まとめ科目を履修しているのであれば、特例による学位授与申請を行うことができます。

なお、この場合、従来の審査方式により既に学位授与申請を行ったことがあるか否かは問いません。

Q6-6 特例の適用認定以前の入学者について、特例における学修総まとめ科目の審査を受ける以前の「特別研究」の単位は修得したが、他の必修科目の単位を修得できなかったために留年し、平成27年度10月期に学位授与申請を行う場合、特例による学位授与の申請を行うことはできるか。

専攻科に特例の適用認定が認められる以前に専攻科に入学し、認定科目表に記載された授業科目を履修している場合であっても、専攻科が特例の適用認定を受ける以前に学修総まとめ科目に相当する授業科目を既に履修している者については、当該授業科目の履修は学修総まとめ科目として認められた授業科目の履修とはみなすことはできません。

この場合、特例による学位授与申請を行うためには、別に学修総まとめ科目を履修し、単位を修得する必要があります。

Q6-7 留年者については一定の要件を満たせば特例による修了見込みでの学位授与申請が可能とのことだが、「申請可能」とはこの方式での申請をしなくてはならないということか、申請ができるとしても選択せずに従来の審査方式での学位授与申請をすることができるのか。

特例適用専攻科において特例による学位授与申請者の要件を満たす者については、特例による学位授与申請を行うものとしているところです。

したがって、「申請可能」とは申請者による選択が可能であることを示すものではなく、「特例による学位授与申請が可能な者が専攻科修了見込みでの学位授与申請を行うときには、特例による学位授与申請を行わなければならない」ことを示しているものです。

Q6-8 学修総まとめ科目の担当教員の審査で「適」の判定を受けていない教員の指導を受けた場合は、当該学生は従来の審査方式での見込申請が可能か。

学修総まとめ科目の担当教員の審査で「適」の判定を受けていない教員は学修総まとめ科目の指導及び指導の補助を行うことはできません。(特例による学位授与申請を行うためには、学修総まとめ科目の審査において「適」とされた個表及び教員の指導により学修総まとめ科目を履修していなければなりません。)

また、特例による学位授与申請者の要件を満たす者は、特例による学位授与申請を行うものとされているため、従来の審査方式を選択することはできません。

各特例適用専攻科においては、「適」の判定を受けていない教員が学修総まとめ科目に相当する授業科目を担当することがないようにご注意ください。

Q 6 - 9 特例適用専攻科を置かない短期大学又は高等専門学校を卒業して特例適用専攻科に入学した者について、同分野の学修について学科の単位の読替をしたとしても特例適用の対象と認められないのはなぜか。

特例の制度は、概ね4年間のまとまった学修を大学の学部の4年間相当の教育課程とみなすことに基づくものであり、科目表の審査もその前提に基づいて行ったうえで、科目表で「適」とされた学科と専攻科での学修を基本として特例の適用を認めているところです。

ただし、多様な学修歴を持つ申請者に配慮し、特例の適用を認める範囲を制度の趣旨が許す限りにおいて拡張(異なる学校であっても特例適用専攻科を置く短期大学又は高等専門学校を卒業した者に対しても特例による学位授与申請を認める)しているものです。

特例の制度においては、概ね4年間のまとまった学修を機構があらかじめ審査し認定した「科目表」に基づいて行うこと、また、当機構の「学修成果についての審査及び試験を行わない」代わりに、専攻科の最終学年に「学修総まとめ科目」を履修することで、学士の学位の水準の担保を図っていることから、特例を認める場合については一定の制限を設けております。

なお、特例による学位授与申請者の要件を満たさない者については、従来の審査方式による専攻科修了見込みでの学位授与申請を認めるものとし、申請者の不利益にならないよう配慮しております。

7 「不適」とされた専攻の区分及び当該専攻の区分での申請者等の取扱いについて

Q 7-1 特例の適用が認められたが一部の専攻の区分で「不適」となった場合、次年度以降は当該専攻の区分を追加するに当たっては変更の届出により9月30日までに申し出るということでしょうか。

特例の適用認定の申出に係る審査の結果、専攻科としては特例の適用認定が「可」とされたものの、「不適」となる事項があり特例による学位授与申請が認められないとされた専攻の区分を、特例適用専攻科の修了見込み者が申請する専攻の区分として追加する場合は、特例規則第11条の規定により（第1項第1号に該当）、追加しようとする前年度の9月30日までに変更の届出を行ってください。

Q 7-2 「不適」となった専攻の区分について（経過措置中の）平成27年度に再度審査を受け、「適」とされた場合、平成27年度に入学し当該専攻の区分に学位授与申請を行う学生が平成28年度に学位授与申請を行う場合は、いずれの審査方式での学位授与申請を行うこととなるか。

一度申出を行い審査で「不適」とされた専攻の区分について、追加の届出を行って審査により「適」とされた場合は、「適」の通知を受けた翌年度（平成28年度）の専攻科入学者から当該専攻の区分での特例による学位授与申請が認められます。

ただし、当該専攻の区分が「適」と判定される以前の平成27年度入学者については、専攻の区分の追加に係る審査で「適」とされた認定科目表と同一の教育課程（カリキュラム）を履修していれば、当該専攻の区分での特例による学位授与申請が認められます。（→Q 6-3）

学科又は専攻科でカリキュラム変更があったために認定科目表に記載された授業科目を履修していると認められない場合は、経過措置により従来の審査方式による専攻科修了見込みでの学位授与申請を行うこととなります。

Q7-3 一部の専攻の区分が「不適」とされた高専の当該専攻の区分に係る学科を卒業した学生が、別の高専の特例適用専攻科に入学した場合、特例による学位授与申請は認められるか。

特例の適用認定の申出に係る審査の結果「不適」とされた（特例による学位授与申請が認められなかった）専攻の区分の科目表については、その「不適」とされた理由の如何に関わらず、認定科目表とみなすことはできません。

したがって、当該科目表に係る学科は、「特例適用専攻科の修了見込み者に対する学士の学位の授与に係る申請及び審査に関する細則」（平成27年細則第3号）第2条第1号のただし書きにある「1項学士特例規則第6条第1号に基づき短期大学又は高等専門学校学科及び専攻科における学位授与の申請の専攻の区分に係る大学の学部4年間に相当する教育課程の授業科目と、機構が別に定める修得単位の審査の基準との適合性についてあらかじめ機構が審査し認定した科目表の授業科目を開講している学科」には当たらず、その卒業者は特例による学位授与申請者の要件を満たしていないため、特例による学位授与申請はできません。

該当する者については、特例適用専攻科においても従来の審査方式による（専攻科修了見込みでの）学位授与申請を行うこととなります。

Q7-4 異なる専攻の区分の科目表に記載された学科の授業科目について、学位授与申請する専攻の区分の科目表に記載された授業科目に読み替えることができれば当該授業科目を履修したものとみなすことができるとのことだが、「不適」とされた専攻の区分の科目表に記載された授業科目についても読替により修得（申告）単位に充当できるか。

認定科目表に記載された授業科目への読替が可能なのは、「異なる認定科目表に記載された授業科目」又は「学則等において学科又は専攻科で開設されている授業科目に読替が認められた大学の授業科目」のみです。

Q7-3のとおり、特例の適用認定の申出に係る審査の結果「不適」とされた（特例による学位授与申請が認められなかった）専攻の区分の科目表については、その「不適」とされた理由の如何に関わらず、認定科目表とみなすことはできません。

したがって、「不適」とされた専攻の区分の科目表に記載された授業科目の単位については、読替により他の専攻の区分若しくは他の短期大学又は高等専門学校に置かれた特例適用専攻科の認定科目表に記載された授業科目の単位とみなすことはできず、特例による学位授与申請における申告単位に充当することはできません。

8 その他

Q 8 - 1 特例適用専攻科を置く他の短期大学又は高等専門学校の卒業生が専攻科に入学した後、在学する特例適用専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の学科の授業科目を履修し単位を修得した場合、学位授与申請の申告単位に含めることは可能か。

当該特例適用専攻科の認定科目表に記載された授業科目として申告は可能です。

ただし、「学科の科目等履修生（短期大学設置基準第 17 条・高等専門学校設置基準第 21 条）として当該授業科目の履修により修得した単位（要証明書）」は、基礎資格を有する者に該当した後に認定専攻科で修得した単位（積み上げ単位）に算入することはできませんのでご注意ください。

Q 8 - 2 特例適用の取下げを行い、将来、改めて特例の適用認定の申出を行って適用認定された場合、既に入学している学生は特例による学位授与申請が認められるか。

原則として、認定専攻科である状態から特例適用専攻科となった場合は、特例の適用後に専攻科に入学した学生から特例の適用が認められます。

ただし、専攻科が特例の適用認定を受ける以前に専攻科に入学し、在学中に専攻科が特例の適用認定を受けた場合については、認定科目表の授業科目を履修しているのであれば、特例による学位授与申請を行うことができます。（→ Q 6 - 3）

Q8-3 特例による学位授与申請を行うに当たり専攻科で修得する単位について、新たに修得単位の審査の基準が設定されたが、従来の審査方式における専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準は、特例による学位授与の審査においても同様に満たす必要があるか。

専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準は、特例による学位授与の審査においても、同様に満たすべき基準です。

したがって、科目表の審査においても専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準を満たしているか否かについて審査が行われています。

なお、今後、専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準が改正され、そのために「適」とされた認定科目表が審査の基準を満たさなくなることも起こりえます。改正内容によっては改正までに一定の周知期間を置きますので、各専攻科において改正内容を確認の上、新たな審査の基準が適用されるまでに授業科目の追加等の対応により科目表が審査の基準を満たすようご留意願います。

Q8-4 特例適用認定の審査の結果において、「〇年後に再審査する」とのコメントが付された学修総まとめ科目の担当教員については、再審査はどのような手続きとなるか。

学修総まとめ科目の担当教員の審査の結果、「〇年後に再審査する」とのコメントが付された教員に係る再審査については、審査に係る書類を提出する必要があります。

詳細については、別途お知らせします。

Q8-5 学修総まとめ科目の担当教員の審査で1年後（又は3年後）に再審査を行うとして「適」とされた者について、翌年度は学修総まとめ科目の指導を行ってよいのか。1年後の再審査で「不適」となった場合はその取扱いはどうなるか。

学修総まとめ科目の担当教員の審査の結果、1年後に再審査を受けることを条件として「適」とされた教員（「学修総まとめ科目判定結果」のコメント欄に「1年後に再度審査を行う。」等の記載がある教員）については、再審査が行われた年度末までは、学修総まとめ科目の指導を行うことができます。

再審査の結果「適」と判定された場合は、教育の実施状況等の審査、あるいは、学修総まとめ科目の内容に関する変更の届出に伴う審査が行われた年度末までは、その判定は有効となります。

また、再審査の結果「不適」と判定された場合は、再審査が行われた年度に学修総まとめ科目において指導している学生に限り指導が可能であり、翌年度以降は、再度学修総まとめ科目の担当教員の追加に係る変更の届出により担当教員の適格性の審査を受けて「適」と判定されるまでは学修総まとめ科目の指導を行うことができなくなります。（2年後ないし3年後の再審査を受けることが条件とされている場合も同様です。）

Q8-6 学修総まとめ科目の担当教員の審査の結果、研究業績の積み増しを条件に「適」とされた教員の再審査について、業績のみの審査となるのか、総表・個表も審査の対象となるのか。

学修総まとめ科目の担当教員の審査については、再審査であっても申出時の審査と同様に個表の課題を担当できるかという観点での審査を行うことから、個表も審査の対象となります。

また、総表自体に変更がない場合は総表は審査の対象とはなりません。個表は総表に基づき作成されるべきものであることから、個表と併せて資料として総表も提出いただく必要があります。

Q8-7 5年以内に実施されるという教育の実施状況等の審査について、具体的な項目等が決まっていればお示し願いたい。

特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査の実施年度や審査内容については、今後の特例適用専攻科からの学位授与申請者に対する審査において各特例適用専攻科の指導状況等の適切性を確認したうえで決定し、お知らせします。

【参考】在学する特例適用専攻科に係る認定科目表の授業科目を履修したものとみなすに当たっての単位の読替について

○ 読替が必要な申請者と読替の方法

- ① 在学する特例適用専攻科を設置する短期大学又は高等専門学校と異なる短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - 在学する特例適用専攻科とは異なる特例適用専攻科を設置する短期大学又は高等専門学校の学科において履修した授業科目について修得した単位を、在学する特例適用専攻科の認定科目表における授業科目の履修により修得した単位へ読替¹
- ② 特例適用専攻科を設置する短期大学又は高等専門学校の学科を卒業後、期間を置いて特例適用専攻科に入学した者（ただし、学科の教育課程（カリキュラム）に変更がない場合を除く）
 - 特例適用専攻科を設置する短期大学又は高等専門学校の学科において履修した授業科目について修得した単位を、期間を置いて入学した在学する特例適用専攻科の認定科目表における授業科目の履修により修得した単位へ読替
- ③ 学位授与申請する専攻の区分と異なる専攻の区分の認定科目表に記載された特例適用専攻科を設置する短期大学又は高等専門学校の学科を卒業した者
 - 学位授与申請する専攻の区分と異なる専攻の区分の認定科目表に記載された授業科目について修得した単位を、学位授与申請する専攻の区分の認定科目表における授業科目の履修により修得した単位へ読替
- ④ 特例適用専攻科を設置する短期大学又は高等専門学校の学科から異なる特例適用専攻科を設置する短期大学又は高等専門学校の学科へ編入学した者
 - 編入学する前に在学した特例適用専攻科を設置する短期大学又は高等専門学校の学科において履修した授業科目について修得した単位を、在学する特例適用専攻科を設置する短期大学又は高等専門学校の学科における授業科目の履修により修得した単位へ読替
- ⑤ 専攻科において、学則その他の規程により、当該専攻科における授業科目の履修により修得したものと認められた大学の単位を履修した者
 - 大学において履修した授業科目について修得した単位を、在学する特例適用専攻科の認定科目表における授業科目の履修により修得した単位へ読替

注) 1. 認定科目表に掲げる授業科目を履修したものとみなせない場合には、特例による学位授与申請の要件を満たさないため、特例による学位授与の申請はできません。従来の専攻科修了見込みによる学位授与申請を行うこととなります。
 2. ①～④においては、実際に履修した授業科目が、特例適用専攻科の認定科目表に記載された授業科目であることが必要です。

¹ みなし証明書において、みなし対象科目・単位を認定科目表の科目・単位とみなすこと

○ 読替に係る条件

- ① 実際に履修した授業科目（読替元の授業科目）と履修したものとみなす授業科目（読替先の授業科目）は同等の内容であること。
また、「1. みなし証明書の提出が必要な申請者」①～④においては、読替元の授業科目が認定科目表に記載されている授業科目であること。
- ② 一の授業科目又は複数の授業科目の履修をもって一の授業科目を履修したものとみなすことができるが、一の授業科目又は複数の授業科目の履修をもって、複数の授業科目を履修したものとみなすことはできない。
- ③ 複数の授業科目の履修をもって一の授業科目を履修したものとみなす場合、複数の授業科目は、各授業科目について当機構があらかじめ審査し判定した、各専攻の区分の修得単位の審査の基準における「専攻の区分に係る授業科目の区分」（例：専攻の区分「国語国文学」における「国語国文学に関する基礎的・概論的な科目」、専攻の区分「機械工学」における「機械材料・材料力学に関する科目」など）がすべて同一でなければならない。
- ④ 一の授業科目の単位を重複して異なる授業科目の単位への読替に使用することはできない。
- ⑤ 読替元の授業科目の単位数（複数の授業科目の場合は合計単位数）と読替先の授業科目の単位数が異なる場合は、小さい方の単位数分を履修したものとみなすものとする※¹。

※¹ 高等専門学校における修得単位は、履修単位（標準 50 分を 1 単位時間として 30 単位時間を 1 単位と計算する単位）と学修単位（講義・演習については 15 時間から 30 時間まで、実験・実習・実技については 30 時間から 45 時間までの範囲で、高等専門学校が定める時間の授業をもって 1 単位と計算する単位）を区別し、読替元の授業科目と読替先の授業科目の単位の計算基準が異なる場合は、読替先の授業科目の単位の計算基準により単位数を換算の上、読み替えること。